

1 農家民宿等の開業に係る規制の状況

区 分	簡易宿所営業	農林漁業者(農家民宿)		非農林漁業者(体験民宿)	
		客室33㎡未満	客室33㎡以上	客室33㎡未満	客室33㎡以上
旅館業法 (簡易宿所)	開設 用許可 33㎡以上(政令)	開設 要許可	開設 要許可	現在:開設 不可 特区:認められれば要許可	開設 要許可
	県条例構造設備基準 (共同便所設置数)	—	客室定員4人に付 1個	—	客室定員15人以下 4個以上
食品衛生法					
	食事を提供	要許可	要許可	要許可	現在:— 特区:認められれば要許可
	県条例構造設備基準 (調理室)	—	他の施設と区画されてい れば営業用と家庭用の共用 可	他の施設と区画されてい れば営業用と家庭用の共用 可	—
建築基準法	旅館に該当 100㎡以上は確認申請が 必要	住宅基準で可 (外部に 容易に避難できる等、避 難上支障がないものは建 築基準法の旅館としての 対応不要)	旅館に該当 100㎡以上は確認申請が 必要	現在:— 特区:認められれば住宅 基準	旅館に該当 100㎡以上は確認申請が 必要
	消防法	適用(誘導灯等の設置が 必要)	適用(特例基準) (消防署長の判断により、 誘導灯等を設置しないこと が可能)	適用(特例基準) (消防署長の判断により、 誘導灯等を設置しないこと が可能)	現在:— 特区:認められれば適用 (特例通知?)

2 農家民宿等の運営に係る規制の状況

区 分	簡易宿所営業	農林漁業者(農家民宿)		非農林漁業者(体験民宿)	
		客室33㎡未満	客室33㎡以上	客室33㎡未満	客室33㎡以上
道路運送法 (宿泊サービスとしての送迎輸 送)		可能	可能	—	可能
旅行業法 (体験ツアー等の販売・広告)		可能	可能	—	可能